

平成25年度岩手県防災会議幹事会議会議録

(開催日時) 平成26年2月13日(木)10時30分から12時まで

(開催場所) エスポワールいわて2階大中ホール

(次第)

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議事
岩手県地域防災計画の修正案について
- 4 その他

1 開会

○司会(佐藤総合防災室長) ただいまから平成25年度岩手県防災会議幹事会議を開催いたします。早速ですが、会議に入らせていただきます。会議の進行については、防災会議の事務局を担当する総務部長の小田島が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 挨拶

○議長(小田島総務部長) 県の総務部長の小田島でございます。本日は、関係機関の皆様におかれましては、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。また、常日頃から消防、防災、救急等の業務に多大なご尽力をいただき、改めて感謝を申し上げます。さて、国では昨年の6月に東日本大震災津波の検証等を踏まえて、被災者保護の観点から災害対策基本法の改正を行ったところでございます。それを受けて、本年の1月に防災基本計画の修正を行いました。また、県では、昨年の7月から10月にかけて、大雨洪水災害が発生したことを受けて検証作業を続けて参りましたが、情報収集や支援体制について体制の整備を図る方向でとりまとめをしたところでございます。これらの内容について、今般、地域防災計画の中に盛り込みながら、防災対策を進めて参りたいと考えております。本日は、これらの内容について提示いたしますので、忌憚のないご意見を頂戴したいと思っております。よろしくお願いいたします。

3 議事

○議長(小田島総務部長) それでは議事に入ります。「岩手県地域防災計画の修正案について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 事務局を担当します岩手県総合防災室の大畑と申します。よろしくお願いいたします。
県地域防災計画修正案につきまして、資料により御説明させていただきますが、資料につきましては、事前にお配りさせていただいておりますので、新旧対照表での説明は省略し、概要を整理した資料のみで説明させていただきますので、御了承をお願いいたします。

それでは、資料1を御覧ください。

今回の修正のポイントですが、3点ございます。資料左上になりますが、1つ目は「災害対策基

本法の改正に伴う見直し」、資料右上に参りまして、2つ目が「一連の大雨災害の検証を踏まえた見直し」、3つ目が防災基本計画の見直し等を踏まえた「その他の見直し」となります。大きな修正のポイントといたしました「災害対策基本法の改正」、「一連の大雨災害の検証」について、まずは御説明させていただきます。

まず、災害対策基本法の改正については、平成24年6月、昨年6月の2回にわたり改正が行われています。昨年6月の改正については、「避難の概念の明確化」、「被災者支援の充実」など、平成24年6月の改正で積み残しとなった課題について、改正を行ったものとなっています。昨年6月に行われた災害対策基本法の改正の概要ですが、本日、次第とあわせ、A4版横の資料として「災害対策基本法の一部を改正する法律の概要」という資料をお配りしておりますので、こちらの資料をご覧ください。

資料の「法律の概要」のところを御覧ください。まず、「1 大規模広域な災害に対する即応力の強化」では、災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合の国による代行制度の創設、大規模広域災害時における平常時の規制の適用除外の措置等が講じられています。

「2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保」では、緊急避難場所を、避難所と区別して、一定の基準を満たす施設等を指定すること、災害時の避難に特に支援を要する者の名簿を作成し、本人同意を得て、消防等の関係者に情報提供すること、市町村から助言を求められた国、県に応答義務が課されたこと等の改正が行われています。

「3 被災者保護対策の改善」では、避難所について、緊急避難場所と区別し、一定の基準を満たす施設を指定すること、罹災証明書や被災者台帳が法的に位置付けられたこと等の改正が行われています。

それから、「4 平素からの防災への取組の強化」では、基本理念の明確化、住民の責務としての物資の備蓄等の明記等が、今回の改正により位置付けられたところです。

次に、もう一つ修正の大きな柱とされた一連の大雨災害の検証について、御説明します。3枚目にあります資料3を御覧ください。

資料の左上「1 検証の趣旨」でございますが、昨年の大雨災害では、県、市町村双方の災害対応について課題が指摘されているところでございます。これを踏まえまして、市町村等との意見交換を通じて災害対応の教訓や課題を整理し、地域防災計画の修正等に反映させようと実施したものであります。検証については、右側の「2」のところに整理しておりますとおり、昨年11月5日に、岩手河川国道事務所さん、盛岡地方気象台さんと連携し、市町村等との意見交換を実施して、課題等の洗い出し、整理を行ったところです。被災者救助等に当たった県警、消防、自衛隊と県との意見交換も実施したほか、県災害対策本部の運営等に携わった県職員を対象に、アンケート調査も実施して、課題の抽出等を行ったところです。こうして整理した課題とそれに対する県の対応の方向性についてですが、左側「3」で市町村の課題に対する対応、右側「4」で県としての課題への対応について、整理しております。

まず、市町村における課題ですが、1つ目としては、災害に対応する職員に限りがある等、十分な災害対応体制が構築できていないということを挙げております。これに対し、県としては、下の囲みのところになります。市町村の防災体制の充実について、会議等の場を通じ助言するとともに、市町村に対し、地方支部職員をリエゾン（連絡員）として派遣すること、河川情報システムについて、アンケートを実施した上で必要な改良を加える、といった取組を進めていきたいと考えております。

2つ目の課題としては、データ整理や災害情報の処理といった災害対応に必要なノウハウ等が十分に蓄積されていないと整理しております。これに対し、県としては、市町村職員を対象とした説明会や研修の充実、県が作成している災害対策本部支援室運用マニュアルの配付等に取り組んでいくこととしています。

3つ目としては、インターネット環境を有していない高齢者等に対する情報伝達体制が不十分ということであります。市町村としても、防災行政無線や広報車、緊急速報メール、ホームページ、ツイッターなど、様々な手段を用いて情報を伝達に努めているわけですが、防災行政無線については雨の音などで聞き取れない等の話もありますし、インターネット環境を有していない方もおられることから、こういう形で課題として整理したところです。これに対し、県としては、報道機関の皆様の協力をいただきながら、テレビ、ラジオ等の活用を通じた災害情報の提供に取り組んでいきたいと思っておりますし、迅速かつ正確に報道機関に情報を伝達できる「公共情報コモンズ」の導入検討に取り組んでいくこととしております。

4つ目としては、避難勧告等を適切に行うための判断基準が未作成ということであります。避難勧告等については、気象警報のほか、河川水位などのデータ、そして現況を総合的に勘案して発令するわけですが、発令の目安となる判断基準があれば、より迅速に発令が行いやすいただろうと考えております。このため、県としては、引き続き、基準づくりについて市町村に対し働きかけを行うとともに、現在、国において基準作成マニュアルの改訂が行われておりますので、これを踏まえた県としての対応についても検討を進めていきたいと考えております。

このほか、下段に整理したとおり、意見交換を通じて要望も様々なされておりますので、こういった要望に県としても適切に対応していきたいと考えています。

次に、資料右側、県職員アンケートを通じて整理した県としての課題であります。

組織体制・運営の課題として2つ整理しておりますが、大きなものとしては、関係機関との情報共有など、災害拡大期等おける体制が不十分といったものであります。これに対しては、災害警戒本部体制を見直したいと考えており、詳細については、別途御説明させていただきます。

また、業務遂行上の課題については3つ整理していますが、大きなものとしては、関係機関と共有する位置情報の整理と県民向け災害情報の提供体制が不十分といったものがあります。位置情報の整理については、これまでの住所地番での整理に加え、防災航空隊が使用する緯度経度、自衛隊が使用するUTM座標といった位置情報についても整理することとしています。これについては、先週2月4日に行われた自衛隊主催の図上訓練に参加した際にもこうした位置情報の整理を行い、その手順等を確認したところです。

それから、県民向け災害情報の提供については、ツイッターやホームページでの情報提供について、広聴広報課等と連携して今後改善を検討していきたいと思っておりますし、報道機関を通じた県民への情報提供がスムーズに行われるよう、災害情報の提供ルールの見直しに取り組んでいくこととしているところです。

前置きが若干長くなってしまいましたが、地域防災計画の具体的な改正内容について、御説明させていただきます。資料1にお戻りください。資料では、「2」の主な修正事項についてであります。まず左側、災害対策基本法の改正に伴う見直しであります。

「ア 住民等の円滑かつ安全な避難の確保」であります。①については、避難勧告等の発令に際し、県等の助言が得られるよう、あらかじめ連絡窓口を確認しておく等、市町村における必要な対応について規定したものであります。②については、従来から、災害時要援護者名簿として作成

を進めてきたものでありますが、法改正により避難行動要支援者名簿の作成、更新が位置付けられたことを踏まえ、規定を整理するものであります。③については、これまで、法的には、屋外への避難の指示等が位置付けられておりましたが、法改正により、2階等への垂直避難といった屋内での退避の指示等が位置付けられたことに伴うものであります。④については、市町村からの照会に対する県への応答義務が規定されたことに伴い、規定を整理するものでありますし、⑤については、東日本大震災において、災害時要援護者名簿が十分に活用されなかった教訓を踏まえ、法改正により、災害時には、本人同意がなくとも、名簿を関係者に提供できることとされたことを踏まえ、整理したものであります。⑥は、指定公共機関等である運送事業者に対する被災者の運送要請について規定したものであります。

次に、「イ 被災者保護対策の改善」であります。①は、法改正に伴い、避難所の指定基準が法施行令等に規定されたことに伴い、その内容との整合性を整理するとともに、高齢者等の避難環境を整備するため、②にありますとおり福祉避難所の指定について規定を整理したものであります。③は、法改正に伴い、住民等からの被災者の安否に関する問い合わせについて、県等は回答することができる旨の規定が加えられたことから、規定を整理するものであります。④と⑤は、法的に位置付けられたことから、規定したものであります。⑥は、これまでは法的な位置付けがない用語として災害時要援護者という用語を用いてきたところではありますが、法改正に伴い、要配慮者、避難行動要支援者という用語が規定されたことを踏まえ、地域防災計画上の用語の整理を行うものであります。なお、要配慮者については、高齢者、障がい者、乳幼児など、災害時に何らかの配慮が必要な方々を示した用語でございますし、避難行動要支援者については、こうした要配慮者のうち、足や目などが不自由といったことで、避難が的確にできない、避難に際し支援が必要な方々を示した用語と位置付けられております。

それから、「ウ 平素からの防災の取組の強化」でございます。①は、法改正により、住民は共同で地区の防災活動に関する事項を定めた計画を策定することができ、さらに、策定した計画を、市町村地域防災計画に位置付けるよう、市町村防災会議に提案することができる制度が創設されたことに伴い、規定したものであります。②は、法改正に伴って企業としての役割が整理されたことに伴い、規定するものであります。

「エ 大規模広域な災害に対する即応力の強化」ですが、①、②とも、法改正により規定が整備されたことに伴い、それぞれ規定したものであります。

次に、右側にいきまして「一連の大雨災害の検証を踏まえた見直し」であります。この部分については、本県独自の見直しとなりますが、先ほど、資料3により御説明した課題、対応の方向性に基つき、地域防災計画の修正に反映した事項を整理しております。

「ア 県災害特別警戒本部」の設置についてであります。資料2を御覧ください。昨年9月の大雨災害では、災害警戒本部を設置し対応したところでありますが、自衛隊等の関係機関との調整など、災害拡大期における体制として、若干不十分なところがあったと反省しております。このため、災害警戒本部と災害対策本部という現行の体制の間を補う組織体制として、総務部長を本部長とする「災害特別警戒本部」を設けようとするものであります。具体的な体制については、資料2の裏面を御覧ください。表の右側が災害特別警戒本部の設置基準等を整理したところであります。設置基準については、アのところです。気象警報が発表された場合、震度4又は5弱の地震が発生した場合、原子力事業者から警戒事象の発生に関する通報があった場合、応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断した場合のほか、津波注意報、噴火警戒レベル3が発表された場

合、そして、特定事象の発生に関する通報があった場合、これらを災害特別警戒本部の設置基準として整理しております。また、所管事項としては、情報伝達、被害状況の把握等に加え、応急措置の実施を行うこととしまして、県庁に置く本部の体制としては、本部長には総務部長を充て、対応職員は、総務部職員12名程度に各部局連絡員を加えた体制としています。地方支部の体制についても、同様に拡充するものとしています。災害特別警戒本部の体制については、以上であります。従来、警戒本部体制を一回りから二回り程度、大きなものとし、知事を本部長とする災害対策本部に移行するまでの災害対応を十分に担える体制を整備しようというものであります。

資料1に戻りまして、「イ 現地連絡員の位置付け」の明確化についてですが、被災市町村からの情報収集が困難となった場合には、地方支部から職員を派遣しようとするものであり、昨年8月の大雨災害において、雫石町等に職員を派遣した実績も踏まえ、こうした形で位置付けを整理しようとするものであります。

「ウ 人事委員会等への応援要請」であります。県庁内には、知事部局以外にも人事委員会や監査委員といった行政委員会の事務局がございます。災害対策本部に関する事務処理が膨大となり、対応職員の増員が必要となった場合を想定し、行政委員会の事務局の職員に応援要請する規定を整理するものであります。

「エ」については、市町村による避難勧告等の具体的な基準の作成についてですが、これまでも市町村による避難計画策定に当たっての留意事項として規定はしてはしておりましたが、さらなる基準作成の促進を図るため、特出しして記載を整理するものであります。

次に、「その他の見直し」についてでございます。「ア」は、指定公共機関の追加指定等が昨年10月に行われており、所要の整理を行うものであります。なお、携帯電話会社として、新たにソフトバンクモバイルが追加指定されたことから、本県防災会議委員に同社を加えることとし、現在、岩手県議会2月定例会に防災会議条例の一部改正案を提案する方向で準備を進めています。

「イ」は、県災害派遣福祉チーム、いわゆる福祉版DMATが創設されたことから、所要の整理を行うものであり、「ウ」から「コ」までのそれぞれの修正は、防災基本計画の見直しや特別警報の創設、本県におけるこれまでの取組等を踏まえ、規定を整理するものであります。

以上が主な修正内容ということで御説明しましたが、こうした修正を県地域防災計画の本編に加えております。

本編のほかにも、資料1の右下のところがございますとおり、地震・津波災害対策編、火山災害対策編、原子力災害対策編についても、本編の修正に準じて修正を加えております。なお、原子力災害対策編については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針において、緊急時活動レベルの枠組みが見直されております。これまでの特定事象、緊急事態事象に加え、新たなレベルとして警戒事象が位置付けられたこと、また、これを踏まえて本県の防災体制を見直したものであります。具体的には、警戒事象の通報があった場合には災害警戒本部、特定事象の通報があった場合には災害特別警戒本部、緊急事態事象の通報があった場合には災害対策本部、と3段階に体制を整理したものでございます。

以上が県地域防災計画修正案の概要であります。この修正案に係るパブリック・コメントにつきましては、本日、この会議で御了承をいただきましたならば、来週2月17日から3月7日まで実施する予定としております。また、昨日、知事記者会見で公表いたしました来年度における県組織の改編については、公表したばかりでこの修正案に反映できておりませんので、パブリック・コメントで頂戴した意見の反映作業と併せて、修正案に加えていきたいと考えておりますので、御了承を

お願いします。

大変長い説明となり、大変恐縮ですが、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小田島総務部長） ただいま事務局から説明申し上げましたとおり、本修正案は、災害対策基本法の一部改正や大雨災害の検証等を踏まえ取りまとめたものとなります。皆様から御質問、御意見等があれば頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（小田島総務部長） 今日は、専門委員の方もお見えになっています。県地域防災計画・原子力災害対策編については、国における30キロ圏外の議論が進展していないと考えておりまして、今回は必要な一部の修正にとどめたところです。安定ヨウ素剤の位置づけ等については、国の議論の推移をもう少し見守りたいと考えていますが、専門委員の方々の御意見はいかがですか。

○大町専門委員 専門委員の放射線医学総合研究所の大町でございます。今、総務部長から話がありました、私も同じような認識です。原子力規制委員会の方では、現在審査基準の方を主に作業を進めておりまして、PPAに関するものですか、被ばく医療体制に関するものについては非常に検討が遅れているという手が付いていないということを伺っています。岩手県に関しましては、30キロ以遠のところでのどのような対策をとるべきなのか、国の指針が一つの大きな根拠になると思いますので、そういう意味では、もう少し動向をみてからというふうにならざるを得ないのではないかと考えています。

○議長（小田島総務部長） 原子力災害対策編については、国の議論を踏まえて、見直しを検討することになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

大雨災害の検証については、情報収集等の様々な課題がありましたので、岩手県災害特別警戒本部を設置するというのが一つのポイントかと思えます。加えて、現地連絡員の派遣に努めながら、情報収集、支援体制の整備を図っていきたいと思えます。このへんを含めて、何か御質問、御意見等があれば頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局の案のとおり、パブリック・コメントを実施した上で、岩手県防災会議に諮ることといたします。県の組織改編に伴う修正等については、事務局から説明のあったとおり、対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

4 その他

○議長（小田島総務部長） それでは「その他」に移ります。本日の会議に関して、あるいは、会議以外の事項でも構いませんので、何かございましたら、ご発言をお願いします。

○大平政策地域部副部長兼政策推進室長 岩手県政策地域部副部長の大平と申します。情報提供とお願いがあります。昨年12月に国土強靱化基本法が議員立法で成立しております。この法律の基本理念を見ますと、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防止策、減災その他迅速な復旧復興に資する施策を計画的に実施する等と書かれてありますので、今回の計画とも関連はありますけれども、趣旨がまだ不明なところがございます。地方に関係するものとしたしましては、国が国土強靱化計画を定めた場合、都道府県及び市町村は地域強靱化計画を定めることができると

されています。この地方説明会が2月24日に仙台市で開かれることになっておりますので、政策地域部でも情報収集はいたしますが、関係部、市長会、町村会、その他消防本部でも、それぞれの部署で情報収集されて、他県等の動向を踏まえながら、我々が地方として、どのような対応をしなければならないのか、情報収集していただきたいと思っております。岩手県がどのような対応をするかということについては、情報収集の状況を踏まえながら、所管部局を含めて検討してまいりたいと思っております。当面は政策地域部の政策推進室分権担当が担当いたします。地方説明会の日程についても分権担当にお問い合わせいただければ回答いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小田島総務部長） 関係機関の方で情報収集を図りつつ、問い合わせは政策地域部分権担当の方によりしくお願いします。他に何かありますでしょうか。

特に何もなければ、これもちまして、本日の審議を終了いたします。本日は、誠にありがとうございました。

○司会（佐藤総合防災室長） ありがとうございました。

本日の審議いただいた計画の修正案につきましては、来週2月17日から3月7日までパブリック・コメントを実施いたしまして、来月3月28日に開催を予定しております岩手県防災会議に諮ることといたしますので、幹事の皆様におかれましては、委員の皆様方に対し、本日の会議の概要の報告などを行っていただければ幸いに存じます。なお、防災会議の詳細につきましては、改めて御案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、平成25年度岩手県防災会議幹事会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。